

市役所の対応

1. テレワーク等分散勤務の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における市の業務継続計画を円滑に実施するための勤務形態としてテレワーク等を活用した分散勤務を実施する。

また、感染症終息後も、職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と個人生活の調和）の確立に寄与する多様な働き方として実施するものとする。

① サテライト勤務

- ・本庁舎に勤務する職員の密集を避けるとともに、市役所内で感染者が発生した場合に備えたリスク分散を図ることを目的とし、庁内ネットワークで結ばれている妙高高原支所、妙高支所、勤労者研修センター等及び市役所本庁舎の会議室を勤務場所としたサテライト勤務を実施する。
- ・実証実施期間：令和2年5月11日（月）～5月22日（金）
- ・実施規模（予定）

分散勤務場所	実施課・職員数
妙高高原支所・妙高高原保健センター	10課：19人
妙高支所・妙高保健センター	11課：25人
妙高市役所本庁舎（会議室）	4課：12人 1局：8人
勤労者研修センター（地域づくり協働センター）	1課：3人
計	延べ13課1局：67人 （各支所、会計課、監査委員事務局、農業委員会事務局を除く全課・局）

- ・分散率（予定） 13課1局：31.5%（67人／213人）

② 時差出勤

- ・サテライト勤務を実施しない本庁舎勤務者については、密集、密接する時間をできる限り短くする時差出勤を実施する。
- ・実証実施期間中（5月末まで）の時差出勤実施者数（予定）

区分	勤務時間	実施者	延べ人数
A勤務	6時30分～8時15分、8時30分～15時30分	7人	46人
B勤務	7時30分～8時15分、8時30分～16時30分	28人	154人
(通常)	8時30分～17時15分	(105人)	—
C勤務	9時30分～18時15分	38人	204人
D勤務	10時30分～19時15分	16人	57人
計（通常を除く）		延べ89人 実数68人	461人

③ 在宅勤務・テレワーク

- ・市役所内での感染者の発生による出勤停止や、育児休暇、介護休暇等のために市役所での勤務が困難な場合を想定し、自宅等で勤務できる在宅勤務の環境を整備する。
- ・在宅勤務については、サテライト勤務の実証実施終了後、（6月頃）に実証実施を行い、課題等を踏まえて運用方法を検討する。
- ・テレワークによる在宅勤務については、自宅等から安全に、庁内のサーバ機器のデータにアクセスできるシステムの構築後（7月中旬以降）に実証実施を行い、課題等を踏まえて運用方法を検討する。（補正予算で対応）